

組合規程の一部変更について(組合会議員選挙執行規程)

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証に関する条文が改正されたことにもない、組合会議員選挙執行規程の一部を変更する。組合員の権利義務に関する規程のため公告する。

令和6年12月2日

HOYA健康保険組合
理事長 中川 知子



記

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 一部変更した規程名 | 組合会議員選挙執行規程 |
| 2. 施行年月日 | 令和6年12月2日 |

以上

＜組合会議員選挙執行規程 新旧条文対照表＞

新	旧
<p>(略)</p> <p>(選挙人名簿の調整)</p> <p>第4条 理事長は選挙人名簿(別紙第1号様式)を選挙期日前10日現在において被保険者の名簿により調整しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には被保険者の名簿をもってこれを替えることができる。</p> <p>2. 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、<u>被保険者等記号・番号</u>および性別を記載しなければならない。</p> <p>3. 選挙人名簿には第13条の規定により投票区を定めた場合にはその投票区ごとに調整しなければならない。</p> <p>4. 第1項の選挙人名簿を調整した日から、選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は昭和39年6月1日から適用する。</p> <p>附 則 (「選挙区」廃止、字句修正) この規程は、次期総選挙の日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(選挙人名簿の調整)</p> <p>第4条 理事長は選挙人名簿(別紙第1号様式)を選挙期日前10日現在において被保険者の名簿により調整しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には被保険者の名簿をもってこれを替えることができる。</p> <p>2. 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号・番号および性別を記載しなければならない。</p> <p>3. 選挙人名簿には第13条の規定により投票区を定めた場合にはその投票区ごとに調整しなければならない。</p> <p>4. 第1項の選挙人名簿を調整した日から、選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は昭和39年6月1日から適用する。</p> <p>附 則 (「選挙区」廃止、字句修正) この規程は、次期総選挙の日から施行する。</p>

<p>附 則 （「公示」から「公告へ、総選挙日の変更」） この規程は平成17年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は令和6年12月2日から施行する。</u></p>	<p>附 則 （「公示」から「公告へ、総選挙日の変更」） この規程は平成17年7月28日から施行する。</p>
---	---